

公布された条例のあらまし

佐賀県手数料条例の一部を改正する条例（条例第70号）

- 1 薬事法が改正され、再生医療等製品の販売業及び製造販売業の許可制が設けられることに伴い、当該許可の申請に対する審査等に係る手数料の額を定めることとした。（別表第1関係）
- 2 薬事法が改正され、医療機器及び体外診断用医薬品の製造業について許可制から登録制に改められることに伴い、当該登録の申請に対する審査等に係る手数料の額を定めることとした。（別表第1関係）
- 3 その他所要の改正を行うこととした。
- 4 この条例は、平成26年11月25日から施行することとした。
- 5 所要の経過措置を定めることとした。

佐賀県統計データ利活用推進条例（条例第71号）

- 1 この条例は、統計法及びこれに基づく命令に定めるもののほか、県統計の作成及び提供に関し必要な事項を定めることにより、公共データのオープン化に対する社会の要請にこたえとともに、適切な行政運営を図り、もって県民経済の健全な発展及び県民生活の向上に寄与することを目的とすることとした。（第1条関係）
- 2 知事等は、県基幹統計調査の指定をし、行おうとするときはその旨、その目的等を告示し、及び指定を解除したときはその旨を告示しなければならないこととした。（第3条関係）
- 3 知事等は、県基幹統計調査のために必要な事項について、個人又は法人その他の団体に対し報告を求めることができることとした。（第4条関係）
- 4 知事等は、県基幹統計調査を行うために必要があるときは、統計調査員を置くことができることとした。（第5条関係）
- 5 立入検査等について定めることとした。（第6条関係）
- 6 知事等は、県統計調査の結果を作成したときは、速やかに、インターネットの利用その他の適切な方法により、多様な利用に資する形式で公表しなければならないこととした。（第8条関係）
- 7 知事等は、県統計調査以外の県統計の結果の公表に努めるとともに、結果を公表する場合には、インターネットの利用その他の適切な方法により、多様な利用に資する形式で公表するよう努めるものとする事とした。（第8条関係）
- 8 調査票情報の二次利用その他の取扱いについて定めることとした。（第9条～第14条関係）
- 9 罰則規定を設けることとした。（第17条～第21条関係）
- 10 その他所要の事項を定めることとした。
- 11 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、2から5まで及び9の一部については、平成27年4月1日から施行することとした。

佐賀県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例（条例第72号）

- 1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「法」という。）の施行に関し必要な事項

を定めることとした。(第1条関係)

2 法第3条第1項及び第3項の規定により条例で定める幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件(3において「県要件」という。)として、次に掲げる要件を定めることとした。(第3条関係)

- (1) 食育の推進に関する要件
- (2) 職員及び子どもに対する環境教育の推進に関する要件
- (3) 保健師又は看護師の配置に関する要件
- (4) 障害のある子どもに対する教育及び保育の実施に関する要件
- (5) 調理従事者等に対する検便の実施に関する要件

3 2に定めるもののほか、県要件は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準で定める基準とすることとした。(第3条関係)

4 法第13条第1項の規定により条例で定める幼保連携型認定こども園の設備及び運営についての基準(5において「県基準」という。)として、次に掲げる基準を定めるほか、2の(1)から(5)までに定める要件を準用することとした。(第4条関係)

- (1) 暴力団員などの排除に関する基準
- (2) 非常災害対策に関する基準

5 4に定めるもののほか、県基準は、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準で定める基準とすることとした。(第4条関係)

6 法第25条に規定する合議制の機関として設置する佐賀県幼保連携型認定こども園審議会は委員10人以内で組織し、委員の任期は3年とすることとした。(第5条関係)

7 その他所要の事項を定めることとした。

8 この条例は、規則で定める日から施行することとした。ただし、6については、公布の日から施行することとした。

佐賀県安心こども基金条例の一部を改正する条例(条例第73号)

1 佐賀県安心こども基金の設置期間を延長することとした。(附則第2項関係)

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

佐賀県スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例(条例第74号)

1 審議会の名称を佐賀県スポーツ推進審議会に改めることとした。(題名及び第1条関係)

2 審議会の委員について、知事が適当と認める者を加えることとした。(第3条関係)

3 その他所要の改正を行うこととした。

4 この条例は、公布の日から施行することとした。

佐賀県社会福祉施設等耐震改修等臨時特例基金条例の一部を改正する条例(条例第75号)

1 佐賀県社会福祉施設等耐震改修等臨時特例基金の設置期間を延長することとした。(附則第2項関係)

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

佐賀県民生委員定数条例(条例第76号)

1 民生委員法第4条第1項の規定により条例で定める民生委員の定数は、市町ごとに70から200までの間のいずれかの数の世帯ごとに民生委員1人を置くこととし、規則で定めることとした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

佐賀県薬事審議会設置条例等の一部を改正する条例(条例第77号)

1 薬事法が改正されることとなったことに伴い、次の条例について所要の改正を行うこととした。

(1) 佐賀県薬事審議会設置条例

(2) 佐賀県食の安全・安心の確保を推進する条例

(3) 佐賀県食品衛生条例

2 この条例は、平成26年11月25日から施行することとした。